

## 平成 26 年度第 8 回人事委員会定例会会議結果

1 開催日時 平成 26 年 7 月 22 日 (火) 午後 4 時 58 分

2 開催場所 委員室

3 出席者 委員長 熊谷 隆司  
委員 伊藤 方子  
委員 飛澤 重嘉

事務局長 佐藤 新  
総括課長 花山 智行  
担当課長 小原 由香

### 4 議題

(1) 会議の公開・非公開の決定

会議の冒頭、全て公開とする旨決定

(2) 議題

議事 1 委員長の選挙について (公開)

議事 2 委員長職務代理者の指定について (公開)

議案第 1 号 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について (公開)

議案第 2 号 級別職務区分表の告示の一部改正について (公開)

### 5 審議の状況 (結果)

(1) 公開とした会議

〔議事 1〕

熊谷隆司委員が、委員長に選任された。

〔議事 2〕

伊藤方子委員が、委員長職務代理者に指定された。

〔議案第 1 号〕

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について、決定した。 資料はこちら

〔議案第 2 号〕

級別職務区分表の告示の一部改正について、決定した。 資料はこちら

### 6 傍聴人 なし

岩手県人事委員会会議についての問い合わせ

岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県人事委員会事務局職員課

電話 019-629-6236

F A X 019-629-6239

メール DD0002@pref.iwate.jp

## 議案第1号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

平成26年7月22日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

---

### 第1 趣旨

代替職員として採用される任用の期限を付された栄養教諭に係る格付けの見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。

### 第2 規則案の内容

代替職員として採用される任用の期限を付された栄養教諭に係る格付けを1級とすることに伴い、所要の改正を行うこと。（別表第2、別表第6関係）

### 第3 施行期日（附則関係）

公布の日から施行すること。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第 号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表第2 級別資格基準表（第4条関係）						別表第2 級別資格基準表（第4条関係）					
ア・イ [略]						ア・イ [略]					
ウ 教育職給料表(1)級別資格基準表						ウ 教育職給料表(1)級別資格基準表					
職 種	学歴免許 等	職務の級				職 種	学歴免許 等	職務の級			
		1 級	2 級	特2級	3 級			1 級	2 級	特2級	3 級
[略]						[略]					
副校長、教 頭及び主任 指導教諭		[略]				副校長 教頭 主任指導教 諭		[略]			
[略]						[略]					
教諭、養護 教諭、栄養 教諭及び講 師（任用の 期限を付さ ないものに 限る。）		[略]				教諭 養護教諭 栄養教諭（ 任用の期限 を付さない ものに限る 。） 講師（任用 の期限を付 さないもの に限る。）		[略]			
助教諭、養 護助教諭、 講師（任用 の期限を付 さないもの を除く。） 、実習助手 及び寄宿舎 指導員		[略]				栄養教諭（ 任用の期限 を付さない ものを除く 。） 助教諭 養護助教諭 講師（任用 の期限を付 さないもの		[略]			

--	--

[略]

エ 教育職給料表(2)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職務の級			
		1 級	2 級	特2級	3 級
[略]					
[略] 栄養教諭	[略]				
[略]					
講師（任用の期限を付さないものを除く。）					
[略]					

[略]

オ～ク [略]

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

ア・イ [略]

ウ 教育職給料表(1)初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
[略] 栄養教諭	[略]	
[略]		

を除く。)	
実習助手	
寄宿舎指導員	

[略]

エ 教育職給料表(2)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職務の級			
		1 級	2 級	特2級	3 級
[略]					
[略] 栄養教諭（ <u>任用の期限を付さないものに限る。</u> ）	[略]				
[略] 栄養教諭（ <u>任用の期限を付さないものを除く。</u> ）					
講師（任用の期限を付さないものを除く。）					
[略]					

[略]

オ～ク [略]

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

ア・イ [略]

ウ 教育職給料表(1)初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
[略] 栄養教諭（ <u>任用の期限を付さないものに限る。</u> ）	[略]	
[略] 栄養教諭（ <u>任用の期限を付さないものを除く。</u> ）		

助教諭  
[略]

[略]

エ 教育職給料表(2)初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
[略] 栄養教諭	[略]	
[略]		
講師（任用の期限を付さないものを除く。） [略]		

[略]

オ～ク [略]

助教諭  
[略]

[略]

エ 教育職給料表(2)初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
[略] 栄養教諭（ <u>任用の期限を付さないものに限る。</u> ） [略]	[略]	
栄養教諭（ <u>任用の期限を付さないものを除く。</u> ） 講師（任用の期限を付さないものを除く。） [略]		

[略]

オ～ク [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 栄養教諭の代替とする教育職員の格付けについて

平成 26 年 7 月 22 日 人事委員会事務局職員課

## 1 検討の趣旨

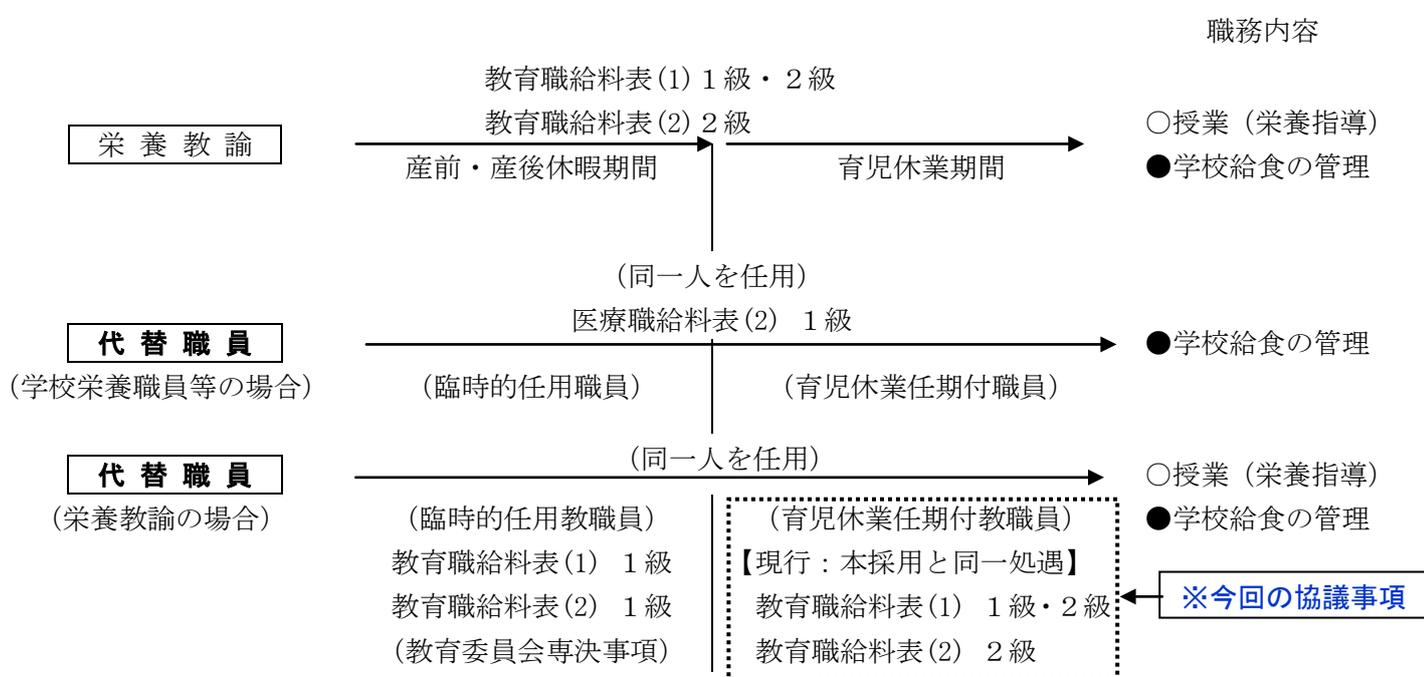
教育委員会から、**教育職員である栄養教諭が育児休業等**を取得した場合、**その代替職員として任用した者に係る給与上の処遇**（教育職給料表が適用できるよう関係規定を整備すること）**について協議**があったことから検討するもの。

## 2 現状

(1) 教育職員である栄養教諭が、産前・産後休暇、育児休業を取得した場合の代替職員

※ 本採用の栄養教諭が、**産前・産後休暇期間中は臨時的任用教職員の栄養教諭**として任用し、引き続き**育児休業期間は任期付教職員の栄養教諭**として任用している。

また、その**給与上の処遇**については、**臨時的任用教職員は、任命権者の裁量**によるため、教育委員会専決事項とされているが、**任期付教職員は、本採用の栄養教諭と同様に人事委員会規則等の適用**を受ける。



(2) 栄養教諭・学校栄養職員等の配置状況

### ① 年次推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	うち 産休・育休
	栄養教諭	13 (12%)	28 (27%)	39 (39%)	54 (56%)	69 (72%)	74 (78%)	83 (86%)	
学校栄養職員等	94	77	61	43	27	21	14	10	0
計	107	105	100	97	96	95	97	98	6

・ 平成 17 年 7 月の食育基本法施行に伴う学校教育法改正により、国は「学校における食育の推進」を喫緊の課題として**栄養教諭の配置拡大**を求めてきたことから、本県においても平成 19 年度以降、**栄養教諭の配置を進め**、現在は、栄養教諭のみを新規に採用し、**9 割が栄養教諭**となっている。

### ② 栄養教諭の受け持ち学校数等 (H26. 4. 1)

・ 平成 19 年度以降、**栄養指導（食に関する指導（食育授業）、1 学級最低 1 時間）**については、栄養教諭のほか、教諭と学校栄養職員による指導が行われてきたが、現在は、**栄養教諭の配置が進み、ほぼ全**

ての学校において栄養教諭による指導体制となっている。

- ・ 栄養教諭は、単独給食校に1人配置して、平均 17 学級の指導を行い、共同調理場については、所管する学校までの距離や地域性を考慮し、1人平均 58 学級を指導している。

配置状況 (H26. 4. 1)

	箇所数	職員数	受持ち	
			学校数 (1人当たり平均)	学級数 (1人当たり平均)
共同調理場	58	65	408 (7校)	3,387 (53学級)
			うち産休・育休 6	↓ 栄養教諭の育休等に (7校) より、受持ちの増加 (58学級)
単独給食校	23	23	23 (1校)	381 (17校)
			うち産休・育休 0	

※産休・育休の人数は、年度当初の人数であり、今後、増加することが見込まれる。

- (3) これまでの栄養教諭の産前・産後休暇期間、育児休業期間に伴う代替職員の任用の考え方
- ・ 栄養教諭の代替職員を学校栄養職員等として任用してきたことから、栄養指導（食育授業）については近隣の学校の栄養教諭又は共同調理場の栄養教諭が受け持ち学級数を増やすことで対応してきた。

### 3 課題

- (1) これまでの取扱いに関する課題
- ・ 平成 26 年 4 月からは、ほぼ全ての学校において栄養教諭による栄養指導（食育授業）が実施され、今後、栄養教諭の代替職員には栄養教諭を配置することが必要となっていること。
  - ・ 教諭が授業を代替するとした場合、学校給食を教材とした栄養学や地産地消といった観点を盛り込んだ専門的な食育の授業が困難となること。また、教諭の負担が増加すること。
  - ・ 教育委員会においては、栄養教諭の代替職員を栄養教諭とするよう、学校現場から強い要請を受けていること。
  - ・ 昨年度末、教育委員会から人事委員会に代替職員の栄養教諭の格付けについて相談があり、当委員会としては、人事配置等による努力を求めたところであるが、教育委員会では、今後も産休・育休者の増加が見込まれ、今以上の人事配置等による調整が困難な状況となってきているとしている。
- (2) 栄養教諭を代替職員とする場合の課題としては、
- ・ 現行の給与関係規定では、代替職員としての栄養教諭を正規の栄養教諭とを同じ処遇（教育職給料表 2 級まで格付け）で任用しなければならないこと。
  - ・ 教諭や養護教諭の代替職員は、講師や養護助教諭として教育職給料表(1)・(2) 1 級としており、同じ代替職員としての均衡が図られないこと。

### 4 教育委員会からの協議内容等

- (1) 任期付教職員である栄養教諭の適用給料表及び格付け  
教育職給料表(1) 1 級、教育職給料表(2) 1 級を適用としたい。  
(理由)  
その職責の違いから、代替教員の職務の級の格付けは 1 級が適当であると思料する。なお、教諭又は養護教諭の代替職員である講師又は養護助教諭についても、同様の理由により職務の級の格付けは 1 級としている。
- (2) 適用時期について  
できるだけ速やかに適用したい。

(理由)

教育委員会としては、人事配置での調整にも取り組んだところであるが、当該調整も困難な状況になっており、やむなく教育委員会専決により平成 26 年 5 月から産休代替職員については栄養教諭として任用したところである。引き続き同一人を育児休業代替職員の栄養教諭とする場合には、規則改正が必要であり、出来るだけ速やかな適用をお願いしたい。

## 5 検討

### 【措置案】

任期付教職員として新たに栄養教諭を任用する場合には、次のとおり格付けるものとし、公布日施行とする。

(格付け)

教育職給料表(1) 1 級又は教育職給料表(2) 1 級

(理由)

- ・ これまでのように学校栄養職員等を代替職員として任用するには困難であると認められること。
- ・ 栄養教諭の代替職員については、その職責において、本採用職員と職責について差があることから、教諭又は養護教諭の代替職員である講師又は養護助教諭との均衡上、職務の級の格付けは 1 級とすることが適当であること。
- ・ 東北他県では宮城県で栄養教諭の代替職員として栄養教諭を任用しており、その格付けは教育職給料表 1 級となっている。本県が栄養教諭の資格のある者を学校栄養職員等として任用しようとする場合には、他県にその人材が流れるなど、人材確保が困難となることが懸念されること。
- ・ 現在、栄養教諭の産前・産後休暇の代替職員として、5 月から臨時的任用教職員の栄養教諭として任用している職員がいることから年度途中の改正となることも、やむを得ないと考えられること。

改正を要する規則等

- ・初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（別表第2、第6）
- ・級別職務区分表（教育職給料表(1)、教育職給料表(2)）

《級別職務区分表》

現状			改正（案）		
教育職給料表(1)			教育職給料表(1)		
区分	1級	2級	区分	1級	2級
県立高等学校等	教諭 養護教諭 養護助教諭 <u>栄養教諭</u> 講師  (一部略)	教諭 養護教諭  <u>栄養教諭</u> 講師（任用の期限を付さないものに限る。）  (一部略)	県立高等学校等	教諭 養護教諭 養護助教諭 <u>栄養教諭</u>  講師  (一部略)	教諭 養護教諭  <u>栄養教諭（任用の期限を付さないものに限る。）</u> 講師（任用の期限を付さないものに限る。）  (一部略)
<p>※ 「養護助教諭」は、代替職員にのみ適用</p> <p>※ 代替職員の「講師」（任用期限が付されている職員）は、2級には昇格しない</p>			<p>※ 代替職員の「栄養教諭」についても、代替職員の「講師」と同様に2級に昇格しないよう改正</p>		

教育職給料表(2)			教育職給料表(2)		
区分	1級	2級	区分	1級	2級
市町村立小中学校	講師（任用の期限を付さないものを除く。） 助教諭 養護助教諭	教諭 講師（任用の期限を付さないものに限る。）  養護教諭 <u>栄養教諭</u>	市町村立小中学校	講師（任用の期限を付さないものを除く。） 助教諭 養護助教諭 <u>栄養教諭（任用の期限を付さないものを除く。）</u>	教諭 講師（任用の期限を付さないものに限る。）  養護教諭 <u>栄養教諭（任用の期限を付さないものに限る。）</u>
<p>※ 「養護助教諭」は、代替職員にのみ適用</p> <p>※ 代替職員の「講師」（任用期限が付されている職員）は、2級には昇格しない</p>			<p>※ 代替職員の「栄養教諭」についても、代替職員の「講師」と同様に2級に昇格しないよう改正</p>		

## 議案第2号

### 級別職務区分表の告示の一部改正について

平成26年7月22日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

---

#### 第1 趣旨

代替職員として採用される任用の期限を付された栄養教諭に係る格付けの見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。

#### 第2 告示案の内容

代替職員として採用される任用の期限を付された栄養教諭に係る格付けを1級とすることに伴い、所要の改正を行うこと。

#### 第3 施行期日

県報掲載の日から施行すること。

級別職務区分表（平成18年岩手県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成26年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

改正前					改正後				
3 教育職給料表(1)					3 教育職給料表(1)				
区分		1 級	2 級	[略]	区分		1 級	2 級	[略]
[略]					[略]				
教育 委員 会 の 事 務 局 等	[略]				教育 委員 会 の 事 務 局 等	[略]			
	教育機関	[略]				教育機関	[略]		
		県立高等 学校等	[略]	[略]			県立高等 学校等	[略]	[略]
				[略]					
[略]					[略]				
[略]					[略]				
4 教育職給料表(2)					4 教育職給料表(2)				
区分		1 級	2 級	[略]	区分		1 級	2 級	[略]
[略]					[略]				
教育 委員 会 の 事 務 局 等	[略]				教育 委員 会 の 事 務 局 等	[略]			
	教育機関	[略]				教育機関	[略]		
		市町村立 小中学校		[略]			市町村立 小中学校	栄養教諭  (任用の 期限を付 さないも のを除く 。)	栄養教諭  (任用の 期限を付 さないも のに限る 。)
				[略]					
[略]					[略]				
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									